

つがる市創業支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市の産業振興、地域経済の活性化及び雇用の創出を図ることを目的に、市内において新たに創業する者を支援し、予算の範囲内において、つがる市創業支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、つがる市補助金等の交付に関する規則（平成17年つがる市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業 事業を営んでいない個人が、開業届の提出又は法人登録を行うことをいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者をいう。
- (3) 創業日 開業届出書で開業のあった日として届出した日又は法人登記を申請した日をいう。
- (4) 補助対象期間 補助金の交付決定に係る年度（以下「対象年度」という。）の前年の4月1日から対象年度の2月28日をいう。
- (5) 特定創業支援等事業 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第33項に規定する事業をいう。
- (6) 特定創業支援等認定者 特定創業支援等事業による支援を受けた者として、創業支援等事業計画を策定した市町村の認定を受けたものをいう。
- (7) 認定連携創業支援等事業者 つがる市商工会、公益財団法人21あおもり産業総合支援センター、日本政策金融公庫、青森県よろず支援拠点、市内金融機関及び青森県信用保証協会等をいう。
- (8) 移住者 創業日から起算して過去2年以内に他の市町村から転入した者又は実績報告の日までに他の市町村から転入する見込みのある者
- (9) 事業承継 既存事業の経営者から経営資源を引き継いで行う創業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する中小企業者であって、つがる市商工会の会員になり、かつ、当該事業を3年間継続して営業することが可能であるものとする。

- (1) 新規創業者 特定創業支援等認定者で、補助対象期間内に市内で新たに創業し、事業開始が確実であるもの
 - (2) 移住創業者 移住者のうち、認定連携創業支援等事業者と連携した上で、補助対象期間に市内で新たに創業し、事業開始が確実であるもの
 - (3) 事業承継者 市内で事業承継を行う譲受側の者で、補助対象期間内に事業承継手続を行い、終了させることが確実であり、かつ、現業の規模拡大、生産性向上、販路拡大、事業転換等の新たな取組を行うもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助対象者としな
- (1) 交付申請日時時点で納期限を経過している市県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税（以下「市税等」という。）に滞納がある者

- (2) 創業にあたり必要な許認可等を受けていない者
 - (3) 創業に関して市が行う他の補助金の交付を受けた者
 - (4) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する営業又は公序良俗に反する事業を行う者
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員その他暴力団員と関係を有する者
 - (6) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を営む者
 - (7) 政治活動又は宗教活動を目的とした事業を営む者
 - (8) その他市長が適当でないと認める者
- （補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、創業に要した次に掲げる経費（国、県その他の団体から補助金等の交付を受ける場合は、当該補助対象経費を除く。）のうち、補助対象期間内に生じ、支払いを完了したものであって、かつ、最も早い補助対象経費の発生日から1年以内に発生したものに限る。

- (1) 賃借料 事業所、事業運営に必要な設備、機械器具、什器備品等に係る賃借料（リース料含む。）
 - (2) 広告宣伝費 宣伝広告に要する経費
 - (3) 印刷製本費 チラシ、パンフレット、カタログ等の作成に要する経費
 - (4) 委託料 デザイン、ウェブページ作成等外部に委託する経費
 - (5) 備品購入費 事業運営に必要な設備、機械器具、什器備品等の購入経費
 - (6) 工事請負費 事業運営に必要な店舗又は施設の改装又は改修工事に要する経費（内装又は外装工事、給水管工事、空調工事、電気工事等）
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、補助対象経費としない。
- (1) 通常発生する経費（光熱水費、使用料、保守料等）への補填であるもの
 - (2) 消耗品の購入費
 - (3) 消費税
 - (4) 振込手数料
 - (5) 汎用性が高いと認められるもの
 - (6) 補助対象事業に直接的に寄与すると認められないもの
 - (7) 本補助金の趣旨に反するもの又は社会通念上不適切と認められるもの
- （補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、算出額に千円未満の端数がある場合は、これを切捨てた額とする。

- (1) 第3条第1項第1号又は第3号に該当する者 補助対象経費の合計に2分の1を乗じて得た額（100万円を上限とする。）
 - (2) 第3条第1項第2号に該当する者 補助対象経費の合計に4分の3を乗じて得た額（150万円を上限とする。）
- 2 補助金の交付は、同一の補助対象者につき1回限りとする。
- （交付申請及び決定）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第5条に定めるもののほか、次に掲げる書類を添えて対象年度の1月15日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業概要書（様式第1号）

- (2) 住民基本台帳及び納税状況確認同意書（様式第2号）
- (3) 市外に住所を有する申請者の場合は、申請者に係る直近の市税等の滞納のない証明書の写し
- (4) 見積書その他の補助対象経費の内容が確認できる書類の写し
- (5) 第3条第1項第1号に該当する場合は、特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明書の写し
- (6) 事業に関連する各種営業許可証の写し
- (7) 個人事業主の場合は、個人事業の開業・廃業等届出書の写し、法人の場合は、登記事項証明書の写し
- (8) つがる市商工会の会員であることを示す書類の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金の交付の申請のあったときはその内容を精査し、交付の可否を決定し、補助金を交付することを適当と認めた場合は、規則第6条の規定により申請者に通知するものとする。

（事業内容の変更等）

第7条 前条第2項の規定により決定となった者（以下「補助決定者」という。）が事業内容の変更又は中止をする場合は、規則第8条の2第1項に定める申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長が前項の申請を認めたときは、その内容を審査の上、事業内容の変更又は事業の中止の可否を決定し、規則第8条の2第2項の規定により補助決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助決定者は、事業が完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、事業完了後30日を経過する日又は対象年度の2月28日のいずれか早い日までに規則第12条に定める事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業の実施状況を示す写真等
- (2) 補助対象経費の領収書又は支払いを証明する書類の写し

（補助金の確定）

第9条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容を精査し、適当と認められる場合は、補助金の額を確定し、規則第12条の2の規定により補助決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 申請者は、前条の通知を受けた後において、規則第6条第3項に定める補助金等交付請求書（以下「請求書」という。）に振込先口座の情報がわかるものを添付し市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第11条 市長は、前条の規定による請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付した額の全額又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽又は不正の申請により補助金の交付を受けたとき 全額返還
- (2) 創業後3年を経過しないうちに営業を中止、閉店、移転又は営業形態を変更したとき

一部返還

(関係帳簿等の保存)

第13条 補助金の交付を受けた事業者は、収支に関する帳簿を備え、領収書等の関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類を、補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年9月26日告示第85号)

この告示は、公表の日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

事業概要書

事業所名	
代表者氏名	
所在地	〒
連絡先	TEL E-mail
創業直前の職業	☐ 1 会社役員 ☐ 4 パート・アルバイト ☐ 2 会社員 ☐ 5 学生 ☐ 3 専業主婦・主夫 ☐ 6 その他（ ）
資格等	年 月
業種	
事業形態	個人事業主 ・ 法人
創業日	年 月 日
営業開始日	年 月 日
営業時間	
定休日	
事業所の場所	※申請者の所在地と事業所が異なる場合のみ つがる市
事業所の所有形態	自己所有 ・ 賃貸 ・ その他（ ）
雇用の状況	名（正規 名 非正規 名）
第 3 条の区分	☐ (1)新規創業者 ☐ (2)移住創業者 ☐ (3)事業承継者
特定創業支援等事業の修了の有無	☐ 有 ☐ 無
支援を受ける創業支援機関	☐ つがる市商工会 ☐ 公益財団法人 21 あおもり産業総合支援センター ☐ 青森県よろず支援拠点 ☐ 青森県信用保証協会 ☐ 日本政策金融公庫 ☐ 金融機関（ ） ☐ その他（ ）

事業の見通し

(単位：円)

		初年度	2年目	3年目	積算根拠等
①売上高					
②売上原価（仕入高）					
経費	ア.人件費				
	イ.家賃				
	ウ.光熱費				
	エ.通信費				
	オ.交通費				
	カ.広告費				
	キ.消耗品費				
	ク.その他 ()				
	③経費計				
④営業利益 (①-②-③)					
⑤借入金返済額					
⑥純利益 (④-⑤)					

年 月 日

住民基本台帳及び納税状況確認同意書

つがる市長

申請者 住 所
氏 名
生年月日

私は、つがる市創業支援事業補助金の交付申請にあたり、私の住民基本台帳並びに市県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税の納付状況を市担当職員が確認することに同意します。